



あなたは、
友達は、

大丈夫？DVチェック表

DV被害者の中には、「暴力を振るうのは私のことを愛しているから」、「これが普通の関係」という思いから、自らがDVを受けていることに気付いていない人が多く存在します。

自分と親しい人との関係がDVに当てはまらないか、自分の周りにDVで苦しんでいる人はいないか、次のチェック表で確認してみましょう。

一つでも当てはまる項目があれば、相談窓口の利用を考えてください。

あなたはDVの被害を受けていませんか

- 一方的にののしられる、怒鳴られる。
- 殴られる、蹴られる。
- 殴ったり蹴ったりした後、急に優しくなり、謝ってくる。
- 友人や実家との付き合いを制限される。
- いつも相手の機嫌を損ねないように気を配っている。
- 相手に怒られるのが嫌で、言うことを聞いてしまう。
- 相手を怒らせないために、自分のやりたいことを諦めた。
- 自分の知らないうちに、重要なことを一人で決めてしまい、反論や意見を受け付けてくれない。
- 自由になるお金や生活費を渡してもらえない。
- 中絶を強要された。

あなたの周りにDVに苦しんでいる人はいませんか

- 不審なあざがある。
- 自分や友人などとの付き合いが疎遠になった。
- 音信不通になった。
- いつも何かにおびえているような感じがする。
- 近所の人が悲鳴や泣き声、怒鳴り声を聞いている。

一人で悩まず
まずは相談

男女が性別に関わらず、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして、自らの意志で参画できる機会が確保され、育児や家事などの負担を

分かち合うなど、共に責任を担うことが出来る社会が『男女共同参画社会』です。
このような社会を実現するために、性別に関する偏見や差別をなくし、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが大切です。

DV防止法には、被害者の多くが女性であることから、「経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げになっている」など、女性被害者に配慮した前文が置かれています。男性もDVの被害者になることがあります。

対等であるべき人間関係を暴力で支配する行為は、どんな理由があっても許されません。暴力の被害から抜け出し、人間としての尊厳を守るためにも、一人で悩まず、勇気をもって一歩を踏み出してください。

市が設置している『市民相談室』や北海道が設置している『配偶者暴力相談支援センター』など、DV被害者が情報提供や援助を受けることができるさまざまな相談窓口がありますので、困ったことがあったらすぐに相談してください。

互いの性別や個性を認め合い、男女が共に仕事や子育てに参画でき、私たち一人ひとりが豊かに暮らすことのできる社会を目指しましょう。

【相談窓口】

- ・登別市市民相談室 (☎853491 または ☎852139)
- ・室蘭警察署 (☎460110)
- ・配偶者暴力相談支援センター(胆振総合振興局環境生活課内・☎225286)
- ・北海道立女性相談援助センター (☎011-666-9955)
- ・特定非営利活動法人ウイメンズネット・マサカーネ (☎234443)

問い合わせ

市民サービスグループ
(☎852139)